

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和2年2月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

| | |
|----|--|
| 件名 | 産業廃棄物処理に関する紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の保存方法について |
| 概要 | 産業廃棄物処理に関する紙マニフェストには保存義務がありますが、スキャナー等で取込みを行い電子保存すれば紙書類は処分してもよいでしょうか。 |
| 対応 | 紙マニフェストに関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、紙のまま5年間適切に保存してください。 なお、収集運搬業者、処分業者とともに電子マニフェストを利用することで、紙マニフェストの保存や都への報告等を行う必要がなくなり、事務処理を効率化できますので、利用を御検討ください。 |